※事務処理欄

(第1面)

		(弗 Ⅰ 囲/					
	産	業廃棄物処理	里施設変更	許可申請書	Ť			
						年	月	日
寝屋ノ	川市長 様							
				,				
			申請者					
			·					
			氏	•	、にあっては、	夕称乃び	化害老(カ氏夕)
			電話	番号	(Ca) o Cla	石机及(0.	1/32/11	グ (石)
	物の処理及び清掃に関する法 可を受けたいので、関係書類				により、産業	業廃棄物	処理施	設の変
	事を受けたいって、関係資源 要物処理施設の設置の場所		WYC CITTE	0470				
産業廃棄物処理施設の種類								
許可の年月日			年	月	日			
許可番号								
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)							
	産業廃棄物処理施設の処	7	変 更 後	\ = [. PP		変更	前	\ = L PP
変更の内容	理能力	面積 埋立容量	m ³ /日(t/日(m ³ /時間 t/時間)時間)時間] m ² m ³	面積 埋立容量	m ³ / t/[m ³ / t/[∃(時間	
	△産業廃棄物処理施設の 位置、構造等の設置に 関する計画							
	△産業廃棄物処理施設の 維持管理に関する計画							
変更の理由								
着工予定	定年月日		年	月	日		·	
使用開始予定年月日			年	月	日			
※許可の年月日			年	月	日			
※許可番号								

(日本産業規格 A列4番)

			(M) 2 III)		
申	請者(個人である場合	(全			
	(ふりがな)	生年月日	本	籍	
	氏 名	生平月日	住	所	
	(法人である場合)				
	(ふりがな)		住	所	
	名		·		
法	定代理人(申請者が治	去第14条第5項第2号	トハに規定する未成年者である	場合)	
	(個人である場合)				
	(ふりがな)	4- K- D- D	本	籍	
	氏 名	生年月日	住	所	
	(法人である場合)				
	(ふりがな)			所	
	名称		,	721	
	役員(法定代理人だ	が法人である場合)			
	(ふりがな)	生年月日	本	籍	
	氏 名	役職名・呼称	住	所	
役	:員(申請者が法人であ	ある場合)			
	(ふりがな)	生年月日	本	籍	
	氏 名	役職名・呼称	住	所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する 出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済株式の総数	₹		出資の額				
	(ふりがな)	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額			本	籍	
	氏名又は名称		割合			住	所	
Ź	令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)							
	(ふりがな)	生年月日			本	籍		
	氏 名	役職名・呼称			住	所		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」 と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する すべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記 載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含す。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄